

第 1 1 回福井家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成 2 0 年 1 1 月 1 8 日（火）午後 1 時 3 0 分から午後 4 時 0 0 分まで

2 開催場所

福井家庭裁判所第 1 会議室（3 階）

3 出席者

（1） 委員

秋山政美委員，有田康弘委員，岩田嘉彦委員長，岡崎真尚委員，黒原繁夫委員，佐茂剛委員，長谷川まゆみ委員，廣澤愛子委員，黛千恵子委員（以上 9 人出席）

（2） 事務担当者等

三芳裁判官（少年事件担当），梶本事務局長，小川首席家裁調査官，坪田首席書記官，坂本事務局次長，玉総務課長

4 議事

（1） 意見交換テーマ

「家庭裁判所における少年に対する教育的働きかけ」について

（2） 意見交換要旨

委員

非行を犯した少年が再び非行を重ねないためには，家庭裁判所での教育的な働きかけが重要だと思うが，少年が初めて非行を行った時に，保護者が少年に対し，どのような対応をするのかといったことも重要なのではないかと思う。

委員

裁判所としては，非行少年に対して，どこに間違いがあるのかをきちんと認識させなければならないと思っている。非行少年に間違いを認識させ

た上で、少年が自ら気付いて更生していくための手助けがどういう形で行えるかについては難しい面がある。ただ、裁判所に送致された少年が、再度送致される比率はかなり少ないのが実状である。

委員

少年審判手続の中で、裁判官が少年を批判するのではなく、少年に直接向き合って懇切丁寧に事実関係を理解させ、少年自ら問題点を気付かせるよう努力していることはよくわかった。一方、非行を犯した少年を家庭や学校に戻すことが少年の再非行防止上好ましくない場合があるようであり、そうした少年を受け容れて更生を助ける補導委託という制度が重要だと思われるので、補導委託先が多くない現状はよくないと思う。家裁として、補導委託先の開拓に更に努力していくことが課題だと考える。もっと社会にアピールしていくことも重要ではないか。

事務担当者

福井家裁の本年度の補導委託は2件である。福井家裁だけではなく全国的にも補導委託の件数は多くなく、その原因としては、試験観察そのものが減少していることと、少年を受け容れてもらえる補導委託先が減少していることがあげられる。今後は、通所型等の補導委託先を開拓するよう努力していかなければいけないと考えている。

委員

家庭裁判所での少年の再非行防止のための少年に対する教育的な働きかけに加えて、様々なケアを担当する関係機関に引き継いでいくことも必要である。

委員

少年保護関係機関等との連携は重要だと考えており、日頃からの連携はもとより、定期的な事務打合せを開催するなどしている。意見を踏まえて更にどのような連携をすることができるのか考えていきたい。

委員

犯罪を起こした少年を更生させるため、少年に対して教育的な働きかけを行うことは重要であると思う。しかし、一方で重大な犯罪を犯した少年には、きちんと刑罰を受けさせることも必要である。

委員

少年が重大事件を起こし家裁に送致され、裁判所から検察官に逆送致され、検察官から地裁に起訴された場合に、その犯罪が裁判員裁判対象事件であれば、少年にも裁判員制度が適用される可能性がある。

しかし、重大な犯罪を起こした少年は別の角度から見た場合、被害者でもあることが多く、また、少年審判の中で自分のことを話すことが難しい場合が多い。そうした少年が、裁判官3人と裁判員6人の前でどれだけ話すことができるのか不安に思っている。

委員

重大な犯罪を起こした少年に対しては重い処分をしなければならないことと、少年を更生させなければならないこととのバランスは難しい。重大な事件を起こす少年の低年齢化が進んだことで、少年法が改正されてきたという経緯があり、今後の少年事件の動向や社会情勢の変化等により、更に法改正や運用の見直しが行われることもあり得ると思われるが、家庭裁判所としては、そうした変化に適正に対応しつつ、少年の健全な育成に向けて、より一層の努力を重ねていく必要があると考える。

5 次回の内容等

開催日時 平成21年5月28日(木)午後1時30分

テーマ 離婚について